平成２８年（フ）第８０８号
仙台市青葉区東照宮１丁目19番８号　グリーンロードⅡ202
債務者　内藤　和子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８３７号
仙台市泉区将監６丁目４番36―32号
債務者　小松　美樹
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９号
仙台市泉区住吉台東５丁目４番地の２
債務者　横濱　浩二
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２２号
仙台市太白区芦の口９番１号　芦の口市営住宅１棟202
債務者　朝久　桃香
法定代理人親権者母　朝久　重美
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７４号
千葉県茂原市東郷1601番地２（メゾン岡崎103）
債務者　藍野　昂圭
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第７７３号
千葉県鎌ケ谷市馬込沢１番11号（ドルチェ馬込沢101）
債務者　宮田　歩実
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１５１号
千葉県君津市人見２丁目９番７号　101
債務者　二藤部亜希子こと　柯　　惠珍
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１５４号
千葉県木更津市木更津973番地１　介護館あじさい５号室
債務者　藤沼　　久
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１０号
滋賀県甲賀市水口町山2348番地８―102号
債務者　大東　　光
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０号
大津市湖城が丘42番10号　コーポアカネⅡ湖城が丘102号、前住所大津市本宮２丁目６番45号
債務者　中川　喜文
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２号
滋賀県長浜市十里町111番地　レオパレスグレース十里208号室
債務者　吉川　謙二
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
滋賀県長浜市神照町97番地　フラワー・レイ101号室、旧住所滋賀県長浜市八幡中山町422番地２　八幡中山団地第１―２号
債務者　竹中　佑太
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第５号
鳥取県八頭郡八頭町郡家76番地14
債務者　小杉　道人
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７４２号
広島市安佐南区大町東２丁目５番１―102号
債務者　立岩　和也
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１号
広島県大竹市東栄１丁目６番１の202号　県営東栄住宅　１棟
債務者　稲田　真実（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９号
広島市佐伯区三宅５丁目346―２　サンフィオーレⅡ201、住民票上の住所広島市佐伯区坪井２丁目922番地10
債務者　満田真理子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１号
愛媛県南宇和郡愛南町垣内528番地
債務者　中川　敦介
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部